

國學院大學と西南学院大学の連携・協力に関する基本協定書

國學院大學（以下「甲」という。）と西南学院大学（以下「乙」という。）との間に
おいて、相互に連携・協力を推進することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携・協力することで、両大学の持続的な発展と多様な
価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的とする。

（連携・協力の推進）

第2条 甲と乙は、大学間の連携・協力を行うために積極的に協議し、互恵精神に基づいて、
次に掲げる連携・協力を推進する。

- （1）教育に関する事項
- （2）研究に関する事項
- （3）施設相互利用に関する事項
- （4）人材育成及び相互支援に関する事項
- （5）その他、本協定の目的を達成するため必要な事項

2 甲と乙は、前項の連携・協力を実施するため、必要に応じて本協定に基づく個別協
定等を締結することができる。

3 本協定締結前に甲と乙の間で締結している個別協定等については、本協定締結後も
有効とする。

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項を円滑に推進するための協議会を、必要に応じて組織するこ
とができる。

（協定の解釈等）

第4条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合、
甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から2021（令和3）年3月31日までとする。
ただし、甲乙のいずれかから解約の申し出がない限り、本協定の有効期間を3年間延
長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管するも
のとする。

2019（令和元）年12月9日

東京都渋谷区東四丁目10番28号
國學院大學

学長

針 本 正 行

福岡県福岡市早良区西新6丁目2-92
西南学院大学

学長

G.W. Barkley